

電子申請について

令和5年1月10日から、
建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用を開始しました。
***引き続き、紙による申請・届出も行うことができます。**

建設業の働き方改革推進の一環として、事務負担を軽減し、生産性向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続きを行うことができる環境を整備するため、建設業許可及び経営事項審査の電子申請の受付を開始しました。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)
<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

電子申請における注意事項

1 GビズIDについて

申請を行うためには申請者のGビズIDが必要です。

代理申請の場合は、代理申請者のGビズIDも必要となります。

GビズIDの詳細はGビズホームページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)で御確認ください。

2 提出期限後の許可申請等について

許可更新提出期限(許可満了日の30日前)後については、電子申請での受付は行いません。

紙による申請により、速やかに管轄の土木事務所に申請してください。

なお、電子申請では、同時に複数の申請、届出行うことができません。

3 添付書類等について

電子申請の場合も、紙申請と同様の添付書類、確認書類が必要となります。

システムに電子ファイルを添付して電子申請を行ってください。

なお、システム上ですべての必要書類が表示されるわけではありません。

必ず手引等で必要書類をよく確認の上、書類を添付してください。

4 申請手数料について

申請手数料は、電子納付と静岡県収入証紙による納付が可能です。

静岡県収入証紙により納付する場合は、納付の案内があった後、システムから用紙を印刷の上、書留(手数料が5万円超の場合は一般書留)等の補償付きの方法により送付してください。

郵便物不着の場合、理由の如何を問わず、静岡県では一切の責任は負わない他、審査手数料の納付が確認できるまでは審査もできませんので、御理解のほど、お願いします。

システムの操作方法等は、JCIP「お問い合わせ」画面から
お問い合わせいただくか、ヘルプデスクへお電話ください。
JCIPヘルプデスク 電話:0570-033-730(ナビダイヤル)

電子申請における注意事項

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)により 申請等を行う場合の注意事項

1 「第2号 工事経歴書(工事経歴を確認する資料)」

静岡県においては、本資料は不要ですが、システム上、ファイル添付がない場合はエラーとなり申請ができません。つきましては、ダミーファイル(白紙のファイル等)を添付してください。

2 「第7号 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」及び「第9号 実務経験証明書」

証明者と申請者が異なる(申請法人代表者が元個人事業主として証明する場合を含む。)場合、JCIPには「証明者」を空欄で入力してください。

また、別途、システム外で証明者が作成した証明書を、ファイル添付してください。

なお、法人代表者が、個人事業主の期間も含めて証明する場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム Q&A Q8を参照してください。

3 (個人事業主)「その他添付ファイル(登記事項証明書)」

新規許可申請等で、その他添付ファイル「登記事項証明書」の添付がない場合はエラーとなり申請ができません。つきましては、ダミーファイル(白紙のファイル等)を添付してください。

4 電子申請した書類で経營業務の管理責任者や営業所技術者の証明を行う際、送信記録票が必要になります。電子申請も紙申請と同様に5年の保存期間を過ぎるとデータが削除されてしまうため、各自で保管をしておくことを推奨します。

建設業許可・経営事項審査電子申請システムURL
<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

建設業許可・経営事項審査電子申請システム Q&A

令和5年1月から運用を開始する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」(以下「システム」という。) に関し、申請者等から質問の多い項目を取りまとめましたので、参考としてください。

共通事項

Q1	電子申請でないと申請・届出をできなくなるのか？	A1	これまでと同様に、紙による申請・届出が可能です。
Q2	システムの操作方法を教えて欲しい。	A2	国土交通省HPに掲載されている「操作マニュアル」を参照してください。 また、操作方法で不明な点は、システムの「お問い合わせ」からお問い合わせいただくか、ヘルプデスク 電話05 70-033-730(ナビダイヤル)にお電話ください。
Q3	紙申請で原本提出が必要な書類は、どのように取り扱うのか？	A3	電子申請の運用開始に伴い、これまで原本提出(又は提示)が必要であった書類は、原本を電子データ化したファイルの提出によることとします。 紙申請の場合、以下の書類は原本を提出していただきます。 原本提出が必要な書類:委任状、登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書等 ＊確認書類は写しの提出可(原本証明不要。提示書類は写しの提示可)
Q4	電子申請の場合、原本証明の記載はどうしたらよいのか？	A4	電子申請の運用開始に伴い、電子、紙申請問わず、原本証明の記載は不要としました。
Q5	添付ファイルの種類は？	A5	PDF、画像ファイル(jpeg,png,gif,bmp,tiff)等が添付可能です。 JCIPアップロード後、自動的にPDFファイルに変換されます。
Q6	原本をスマホ、デジカメ等で撮影したものでも可能か？	A6	写真、画像データでも可能としますが、内容が読み取りにくい場合や、修正等により真偽が疑われる場合等は、補正により再提出又は紙により提出していただく場合があります。
Q7	添付するファイルに容量制限はあるのか？	A7	現時点では容量制限はありません。
Q8	電子申請が可能な時間は？	A8	システムの稼働時間は、午前2時00分から午後11時50分までとなっています。 この間であれば、電子申請が可能です。
Q9	申請は電子で行い、確認書類等を紙で提出することは可能か？	A9	申請を電子で行う場合は、原則として紙による提出はできません。 JCIP上から提出してください。
Q10	登記情報提供サービスにより取得したデータは、登記事項証明書として受付可能か？	A10	登記情報提供サービスにより取得したデータは、証明書とは異なるものであること、照会番号を利用する場合であっても照会期間が限定されること等の理由から、不可とします。
Q11	申請手数料を静岡県収入証紙で支払うことは可能か？	A11	電子申請の場合も、静岡県収入証紙で申請手数料の支払いが可能です。 システム内の「手数料納付方法」で「静岡県収入証紙での支払」を選択し、納付の案内がありましたら、既定の用紙を印刷の上、収入証紙を貼付して、書留等の方法により郵送してください。 ただし、郵送に当たっては、必ず書留(手数料が5万円超の場合は一般書留)等補償付きの送付方法としてください。 郵便物不着の場合、理由の如何を問わず、静岡県では一切の責任は負わない他、審査手数料の納付が確認できるまでは審査手続も行うことができませんので、御理解のほど、お願いいたします。
Q12	申請者欄に役職(代表取締役等)が表示されないが？	A12	JCIPでは申請者の役職名は表示されない仕様となっています。 紙申請の場合は、役職名を記載していただきますようお願いいたします。

建設業許可

Q1	新規許可の場合、申請してから許可となるまでの期間は？	A1	標準処理期間等には変更ありませんが、申請者が補正指示等に気付かない等の場合、紙申請に比べて、審査終了まで日数を要する場合がありますので、御注意ください。
Q2	許可通知書も電子で通知されるのか？	A2	静岡県においては、当面の間、紙による許可通知のみとします。 なお、紙による申請書控えが必要な場合は、御自身でJCIPから印刷を行ってください。
Q3	許可証明書は電子申請することが可能か？	A3	許可証明はシステム対応しておりません。
Q4	閲覧所での閲覧方法に変更はあるのか？	A4	電子申請が行われた申請、届出に係るものの閲覧は、インターネットの閲覧することができます。 これまでどおり、閲覧所で閲覧を希望される方は、閲覧所にて閲覧用のパソコンで閲覧することができます。
Q5	事業年度終了後の変更届提出後、修正したい場合はどうするのか？	A5	JCIPでは修正の届出は対応しておりません。 紙により届出していただくか、土木事務所に届出確認取消しを依頼し、再度届出を行ってください。
Q6	財務諸表作成において、端数計算はどのように行われるのか？	A6	JCIPで「円単位入力」を選択した場合は、合計が自動計算されます。 「千円・百万円単位入力」を選択した場合、合計も任意の金額を入力することができます。
Q7	登記上の所在地と事実上の所在地が異なるが、JCIPにはどちらを入力すればよいのか？	A7	JCIPの申請者所在地は、gBizID登録所在地(印鑑証明書記載の所在地)が自動入力されます。 登記上(住民票)の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、登記事項(住民票)変更の上、gBizIDの登録を行ってください。 なお、営業所の所在地欄は、実際の営業所所在地を入力してください。
Q8	「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」の証明者が申請者以外の場合はどうするのか？	A8	申請者以外が証明者の場合は、JCIPに証明者として入力することはできません。 紙で作成した証明書(原本)を電子ファイルに変換の上、ファイル添付してください。 申請者代表者による個人事業主当時の証明については、別紙を御覧ください。
Q9	許可更新提出期限(許可満了日の30日前)を過ぎてしまったが、どうすればよいのか？	A9	JCIPによる申請は行わず、管轄の土木事務所に御相談ください。
Q10	変更届の期限を過ぎてしまったが、どうすればよいのか？	A10	JCIPによる申請は行わず、管轄の土木事務所に御相談ください。

JCIPでは、申請者(法人代表者)の個人事業主時代の証明は、申請者と証明者が異なることとなるためシステム入力できません。
 そのため、申請者(法人代表者)と証明者(元事業主)が同一人物の場合に限り、下記のとおり備考欄に記載することで、元事業主と法人代表者両機関の証明として取り扱うこととします。

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	
ページ移動 最初 前頁 1 / 1 次頁 最後 ページ追加 ページ削除 ページ入替	
(1)下記の者は、建設業に關し、次のとおり第7条第1号イ { ☐ (1) ☐ (2) ☐ (3) } に掲げる経験を有することを証明します。	
役職名等	
経験年数	平成 年 月から 令和 年 月まで満 年 月
証明者と被証明者との関係	本人
備考	(記載例) 上記のうち証明者が個人事業主であった期間
作成年月日 年 月 日	
「申請者」を選択 (法人のgBizID登録内容自動入力)	証明者 ☒ 申請者 ☐ 申請者以外
(2)下記の者は、許可申請者 { ☐ の常勤の役員 ☐ 本人 ☐ の支配人 } で第7条第1号イ { ☐ (1) ☐ (2) ☐ (3) } に該当する者であることに相違ありません。	
作成年月日 年 月 日	
申請先	
届出先	静岡県 知事
申請書DL 保存	